

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 26 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室

特定労務管理対象機関の指定の円滑な実施と地域医療提供体制の確保
に向けた取組について（依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

各都道府県におかれましては、令和6年4月の医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始に向け、特定労務管理対象機関の指定の手續に係る準備や、医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）等を通じた医療機関の支援に取り組まれていることと存じます。この指定の手續に関連して、「特定労務管理対象機関の指定申請を予定する医療機関の状況について（調査依頼）」（令和5年3月22日付け事務連絡）で、各都道府県で把握している既存の特定労務管理対象機関の申請予定の状況を提供していただいたところですが、令和6年4月に向けた指定の円滑な実施や地域医療提供体制の確保のためには、引き続き、医療機関の準備状況を適切に把握し、準備状況を踏まえた更なる取組支援を行っていくことが重要です。

つきましては、上述の趣旨を踏まえ、以下の取組の実施をお願いします。また、必要に応じて、状況を確認させていただく場合があることを御承知おきください。

① 医療機関勤務環境評価センター（以下「評価センター」という。）の評価の早期受審の勧奨と必要な支援の実施

評価センターの評価について、各都道府県の指定手續のスケジュールも踏まえつつ、引き続き、受審申請の前倒しを勧奨するとともに、早期の受審申請を妨げている理由を個別に確認の上で支援を行う等、勤改センター等を通じてより一層の効果的な取組支援を実施すること。

特に、評価センターの評価の受審申請予定時期が「9月以降」及び「未定」となっている医療機関については、その進捗や今後のスケジュール等を都道府県も把握する観点から、勤改センター等による訪問支援に貴庁担当職員も同行し、連携して支援する等の対応を行うこと。

② 勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施

令和6年4月以降、特定労務管理対象機関においては、対象業務に従事する医師に対し、勤務間インターバル及び代償休息の付与が義務付けられる。このため、実際に勤務計画を作成することとなった段階で、当該医療機関の診療機能への影響が生じることがないように、地域の医療提供体制を確保する観点から、特定労務管理対象機関の申請を予定している管下医療機関に対して、少なくとも、令和6年4月以降に時間外・休日労働が年960時間を超えると見込まれる医師が1人でも所属する診療科においては、令和6年4月以降の勤務間インターバルを考慮した勤務計画の作成及び勤務実態に基づく代償休息の付与に係るシミュレーションを行うことを求めるとともに、勤改センターと連携して当該医療機関に対し必要な支援を行うこと。なお、当該シミュレーションはその目的を鑑み、評価センターの評価受審前に実施されていることが望ましい。

③ 特定労務管理対象機関の指定申請を予定していない医療機関への対応

特定労務管理対象機関の指定申請を予定していない医療機関（以下「A水準予定の医療機関」という。）に対し、医師の勤務実態に基づいた特定労務管理対象機関の指定申請の必要性について、改めて自己点検を行っていただくよう周知すること。

また、各都道府県においても、A水準予定の医療機関の医師の働き方改革の取組状況等を確認の上で、管下の二次医療圏としての診療機能、特に救急医療提供体制を維持するために、その水準選択により地域医療に影響が生じないか確認を行うこと。この際、医療機関の状況に応じて以下の検討・対応を求め、都道府県においてもその状況を確認すること。

- 1) 宿日直許可の取得意向がある一方で、現時点で宿日直許可を取得できない場合には、取得できない前提で医師の労働時間について改めて確認を行うこと。
- 2) 1)の結果、医師の時間外・休日労働が1人でも年960時間を超えることが見込まれ、令和6年4月以降の地域医療に影響が生じると考えられる場合には、実態を踏まえた特定労務管理対象機関の指定申請を検討すること。
- 3) 2)の指定申請の対応が難しい場合には、当該医療機関の所在する二次医療圏における医療機関間での役割分担や医療機能の見直し（例：各医療機関の輪番担当日数の見直し 等）について地域で議論を行うこと。

(照会先) 厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室
TEL 03-5253-1111 (内線 4408、4409、4416)
黒川、高橋、中尾